

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等(第2条 第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議(第7条 第9条)</p> <p>第3節 委員会(第10条)</p> <p>第4節 職員(第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等(第12条 第14条)</p> <p>第2節 大学院(第15条 第24条)</p> <p>第3節 学部(第25条 第29条)</p> <p>第4節 附置研究所(第30条 第38条)</p> <p>第5節 附属図書館(第39条 第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院(第42条 第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設(第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設(第46条)</p> <p>第9節 教育院等(第47条 第49条)</p> <p>第10節 物質 細胞統合システム拠点(第50条)</p> <p>第11節 その他の学内組織(第50条の2 第51条)</p> <p>第4章 事務組織(第52条)</p> <p>附則</p> <p>(中 略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第17条 研究科に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議し、総長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(2) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 研究科長の選考及び解任に関する事項</p> <p>(4) 教授、准教授、講師及び助教並びに助手(以下「教員」という。)の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)の規定によりその権限に属するものとされた事項</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等(第2条 第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議(第7条 第9条)</p> <p>第3節 委員会(第10条)</p> <p>第4節 職員(第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等(第12条 第14条)</p> <p>第2節 大学院(第15条 第24条)</p> <p>第3節 学部(第25条 第29条)</p> <p>第4節 附置研究所(第30条 第38条)</p> <p>第5節 附属図書館(第39条 第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院(第42条 第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設(第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設(第46条)</p> <p>第9節 教育院等(第47条 第49条)</p> <p>第10節 物質 細胞統合システム拠点(第50条)</p> <p>第11節 その他の学内組織(第50条の2 第51条)</p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部(第52条 第55条)</p> <p>第4章 事務組織(第56条)</p> <p>附則</p> <p>(教授会)</p> <p>第17条</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)第2条第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下第33条第1項第2号において「教員就業特例規則」という。)の規定によりその権限に</p>

(同 左)

改 正 前	改 正 後
<p>(5) その他教授会の意見を聴いて総長が別に定める教育研究に関する重要事項</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、教授会は、総長又は当該研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長若しくは当該研究科長の求めに応じ、又は教授会が必要と認めるときは、意見を述べるができる。</p> <p>3 教授会は、特定の事項を審議するため、研究科会議を置くことができる。 (議長) 第19条 (略) (専攻及び講座)</p> <p>第20条 研究科、総合生存学館、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部(次項において「研究科及び教育部」という。)に専攻を置き、研究科、総合生存学館、地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部(次項において「研究科及び研究部」という。)又は専攻に教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として講座又はこれに代わる組織を置く。</p> <p>2 (略) (中略) (教授会)</p> <p>第32条 附置研究所に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。</p> <p>2 教授会の名称は、当該附置研究所規程の定めるところによる。 (審議事項)</p> <p>第33条 教授会は、附置研究所に係る次の各号に掲げる事項について審議し、総長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 所長の選考及び解任に関する事項 (2) <u>教員の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項</u></p> <p>(3) その他教授会の意見を聴いて総長が別に定める研究に関する重要事項</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、教授会は、総長又は当該所長がつかさどる研究に関する事項について審議し、及び総長若しくは当該所長の求めに応じ、又は教授会が必要と認めるときは、意見を述べることができる。 (中略)</p> <p>第51条 前2条に定めるもののほか、京都大学に必</p>	<p style="text-align: center;"><u>属するものとされた事項</u></p> <p>(5) } 2 } (同左) 3 } (議長) 第19条 } (専攻及び講座)</p> <p>第20条 研究科、総合生存学館、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部(次項において「研究科及び教育部」という。)に専攻を置き、研究科、総合生存学館、地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部(次項において「研究科及び研究部」という。)又は専攻に教授、准教授、講師及び助教並びに助手(以下「教員」という。)の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として講座又はこれに代わる組織を置く。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(教授会) 第32条 } 2 } (同左) (審議事項) 第33条 } (1) } (2) <u>特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項</u></p> <p>(3) } 2 } (同左)</p> <p>第51条 (同左)</p>

